

量子イノベーションパーク形成に向けた基盤整備に関する調査検討等業務委託 仕様書

1 委託業務名称

量子イノベーションパーク形成に向けた基盤整備に関する調査検討等業務委託

2 目的・背景

本市では、新川崎・創造のもり地区において、産学公民の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指し、段階的な施設整備を推進してきた。また、全国の自治体に先駆けて、量子コンピューティング技術の普及と発展と共に伴う新たな産業創出と社会課題の解決に向けた取組を進めている。

こうしたなか、本市は、東京大学、慶應義塾大学等のアカデミアや企業等とともに量子技術分野における産学官連携体制を構築し、令和4年10月にはJST「共創の場支援プログラム(COI-NEXT)」に採択され、10年間の産学官共創の長期プロジェクトが始動することとなった。本プロジェクトにおいて、新川崎地区がサテライト拠点として位置づけられており、このエリアにおける人材・情報の集積と産官学のネットワークを活かし、研究成果から、スタートアップや新たな事業の創出につなげる「量子イノベーションパーク」の形成に向けた取組を推進しているところである。

本市では、令和5年度に、新川崎地区における量子イノベーションパークの実現に向けて、量子技術をはじめとする、最先端のコンピューティング分野における「知」と「人材」の集積地の形成を目指し、このエリアの機能向上を進めていくまでの取組の方向性を示した基本構想を取りまとめる予定である。本業務は、新川崎・創造のもりの現況を整理するとともに、基本構想に示す今後の基盤整備のプランの検討を行う。

また、そのプランの実現に向けて、令和6年度以降必要となる各種協議に必要となる資料を作成することを目的とする。

3 対象範囲

本業務の対象範囲は、新川崎K2タウンキャンパスを中心とした新川崎D地区およびその周辺とする。

【新川崎・創造のもり地区 配置図】



＜新川崎K2タウンキャンパスの概要＞

- (1) 所在地：川崎市幸区新川崎7-1
- (2) 敷地面積：16,407m²
- (3) 用途地域及び地区の指定
 - ア 準工業地域 容積率300% 建ぺい率50%
 - イ 第3種高度地区
 - ウ 新川崎地区地区計画
 - エ 新川崎景観計画特定地区

4 業務内容

(1) 量子イノベーションパーク形成に向けた基盤整備の検討

市が整理する量子イノベーションパーク形成に向けた研究開発機能や付随する福利厚生機能の導入、産業の集積を実現するため、その基盤整備（規模、必要な機能、動線、配棟計画、セキュリティの考え方の整理）について複数案のプランを比較検討し取りまとめる。

- ・ 経済安全保障への配慮がなされたセキュリティの考え方の整理
- ・ 周辺環境に配慮した動線や配棟計画、建物規模を具体的に検討し、外観ベース図を作成
- ・ 隣接するさいわいふるさと公園との連接性を活かした、自然環境と調和した一体的な空間形成についての整理検討

(2) 量子イノベーションパーク形成に向けた諸条件の整理

ア 基本条件の整理

- ・ 新川崎K2タウンキャンパス、さいわいふるさと公園等の敷地面積等の図面データの測定
- ・ 新川崎地区の敷地条件の整理、関係法令、関連計画、関連事業等の整理

イ 土地利用計画等

敷地条件および関連法令を整理した上で、機能更新にあたっての土地利用計画について検討し、地区計画の変更手続き等が必要とされる場合の諸条件の整理。

ウ 発注手法

- ・ P P P等の視点による民間事業者の参入可能性も含め、想定される事業手法の抽出・比較を行い、他の発注方法・契約方式を整理検討
- ・ 想定される手法による事業スキーム（業務範囲、施設の所有権、契約形態、資金調達方法、概算事業費、事業費負担者、事業期間など）の比較検討
- ・ 本事業のリスクの抽出・整理、公民のリスク分担の検討
- ・ 本事業に関心を有すると思われる民間事業者（建設・設計・維持管理・運営に関わる企業、金融機関等）へのヒアリング実施し、事業への関心度や実施にあたっての参入可能な条件等を把握・整理

工 事業スケジュール

既存建物の解体工事等も含め、想定される事業スケジュールを作成する。

(3) 各種協議資料作成支援

受注者は、発注者の質問や資料要求等に対し、参考事例の収集及び紹介、説明資料の作成等、専門的知見に基づき支援を行う。

(4) 報告書の作成

上記の業務内容に基づき報告書をとりまとめる。報告書には、打合せ・各種ヒアリング等を含む。

5 履行期間

契約締結日～令和6年3月22日

6 履行場所

川崎市内 他

7 成果物一覧

- (1) 報告書 電子データ 1部
- (2) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

8 納入期限及び納入場所

成果物は、履行期間の終了日までに納入すること。

納入場所：川崎市経済労働局イノベーション推進部

9 その他

- (1) 新川崎・創造のもり地区に関する基本構想等上位計画等の前提条件及び同地区における第1期から第3期における事業実施状況、新川崎地区の過去の土地利用の状況や地盤・地質等の過去の調査データ等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本市の担当者と十分協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本市の条例、規則等を遵守し、関連調査結果や府内検討会議等による検討内容を反映すること。
- (4) 調査に使用した個人データ及び回収した調査票については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 調査終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、調査票等は適切に処分すること。

- (6) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上決定することとする。